

令和元年刑（う）第2057号

（原審 令和元年9月19日判決（平成28年刑（わ）第374号業務上過失致死傷被告事件））

被告人 勝俣恒久，武黒一郎，武藤栄

## 意見書

2022年（令和4年）5月11日

被害者参加代理人弁護士 河合弘之

同 海渡雄一

同 甫守一樹

同 大河陽子

## 目次

第1 告訴団代理人としての意見書とこの意見書との関係.....	7
1 我々は，本件の告訴代理人であり，検察審査会への申立代理人であった .....	7
2 最高裁は今年の夏までに福島原発事故について，国に責任があるかどうかの判断を示す予定である .....	8
3 本件と争点を共通にする東電株主代表訴訟における判決も7月に示される。 .....	9
第2 福島第一原発事故による深刻な被害.....	10
1 双葉病院事件—被害者らが強いられた過酷な避難 .....	10
（1）双葉病院の概要.....	10
（2）第1陣の避難（3月12日） .....	10
（3）第2陣の避難（3月14日） .....	11
（4）第3陣の避難（3月15日） 高線量のため途中で打ち切られた救助 .....	12
（5）第4陣及び第5陣の避難（3月15日）深夜までかかった最後の救助作業....	12
（6）患者らの置かれた悲惨な状況，医療スタッフらの無念.....	12
（7）事故の責任を明らかにすることが遺族の願い .....	14
（8）一審判決の誤り .....	14
（9）小括 .....	15
2 福島第一原発事故が生活を根こそぎ奪った（千葉訴訟の東京高裁判決） .....	16

(1) 「避難生活に伴う精神的苦痛に対する賠償」 .....	16
(2) 「避難生活に伴う精神的損害以外の精神的損害」 .....	16
(3) 小括 .....	17
第3 長期評価の信頼性 .....	18
1 地震本部は地震防災対策の強化に資する地震調査研究を一元的に推進する国の機関 であること .....	18
(1) 地震本部という機関について .....	18
(2) 地震本部と中央防災会議との違い .....	18
(3) 地震予知連，地震学会との違い .....	19
(4) 小括 .....	19
2 「長期評価」は防災を目的とした国の公的見解であること .....	19
(1) 地震本部の組織構成 .....	19
(2) 公的機関としての見解 .....	20
(3) 長期評価の目的～防災対策に活かすための科学的評価 .....	20
(4) 小括 .....	21
3 「長期評価」の内容 .....	21
(1) 海溝型地震の長期評価の考え方 .....	21
(2) 「長期評価」の概要 .....	21
(3) 「長期評価」に先立つ「津波地震」の知見の進展 .....	23
4 「長期評価」は高い信頼性を有すること .....	26
(1) 「長期評価」の策定には多くの地震，津波の専門家が関わっていること .....	26
(2) 「長期評価」は専門分野の異なる多数の専門家が議論し，異論を検討した上とり まとめられている .....	26
(3) 過去に日本海溝寄りで発生した3つの津波地震について .....	31
(4) 津波地震の発生領域区分の合理性 .....	36
(5) 「長期評価」の改訂においても結論は変わっていないこと .....	39
(6) 津波評価部会の重みづけアンケート .....	40
5 「長期評価」の信頼性を損なう事情がないこと .....	41
(1) 内閣府の要請は「長期評価」の科学的信頼性とは無関係であること .....	41
(2) 「長期評価」の信頼度について .....	42
(3) 中央防災会議の日本海溝専門調査会報告について .....	44
(4) 津波地震の発生メカニズムと付加体の存在を関連づける知見は仮説に過ぎない .....	47
(5) 海底地殻構造の違いは地震本部で取り上げるに値しなかったこと .....	49
(6) 鶴論文も「長期評価」の信頼性に影響するものではないこと .....	49
(7) 松澤・内田論文も1つの仮説に過ぎないこと .....	50
(8) 佐竹氏の意見は一貫していないこと .....	51
(9) 地震活動の特徴の違いについて .....	52

	(10) その他の知見について .....	52
6	「津波評価技術」は「長期評価」の信頼性を損なうものではないこと .....	53
	(1) 「津波評価技術」が作成された経緯 .....	53
	(2) 「津波評価技術」は福島県沖海溝寄りの地震津波の可能性を否定するものではないこと .....	53
	(3) 過去400年分の記録だけでは福島県沖海溝寄りで大きな津波を想定しない根拠にならないこと .....	56
	(4) パラメータスタディは福島県沖海溝寄りで津波を想定しない根拠にはならないこと .....	56
	(5) 「津波評価技術」によればバックチェックの津波評価は当然クリアできるとはいえないこと .....	57
7	長期評価の信頼性を否定するものではない事項 .....	58
	(1) 「長期評価」の根拠 .....	58
	(2) 長期評価は結果回避措置を動機づけるものであること .....	59
	(3) 阿部調書の信用性について .....	60
	(4) 津波工学の専門家らも「長期評価」の信頼性を認めていること .....	61
	(5) 規制機関が「長期評価」を取り入れるように求めているとされることについて .....	62
	(6) 一般的な防災対策では財源の制約が大きいこと .....	64
	(7) 重み付けアンケートの結果について .....	65
	(8) 津波ハザード解析は参照するに値するものであること .....	67
8	これまでの多くの裁判例は「長期評価」による津波の予見可能性を認めていること .....	68
	(1) 東京高裁令和3年2月19日判決（原審：千葉地裁平成29年9月22日判決） .....	68
	(2) 仙台高裁令和2年9月30日判決（生業訴訟）（原審：福島地裁） .....	69
	(3) 高松高裁令和3年9月29日判決（原審：松山地裁） .....	69
9	千葉訴訟・高裁判決の問題点（土木学会と推本の位置づけについての誤り） .....	70
	(1) 東京高裁で千葉避難者訴訟について逆転勝訴判決 .....	70
	(2) その判決要旨は次のとおりとされている .....	70
	(3) 異論があつたうえで、コンセンサスでまとめられた長期評価には高い信頼性が認められる .....	72
	(4) 津波評価技術と長期評価の関係について .....	73
	(5) 国は、長期評価に基づく対策を命ずるべきであった。 .....	75
	(6) 最高裁で推本の長期評価の信頼性を認め、国の責任を認める判決が確定するだろう .....	78
第4	福島原発事故は事前の津波対策によって結果を回避することができた .....	80
1	敷地前面に防潮堤はつくることができたし、大震災までに完成できた .....	80

(1) 防潮堤はどこに作る事となったか .....	80
(2) 防潮堤は実際に作ることができたか .....	80
(3) 防潮堤建設は地震と津波に間に合ったのか？ 4 年は沖合防波堤工事の場合 ....	82
(4) 防潮堤建設は地震と津波に間に合ったのか？ 東海第二は約一年で工事完了 ....	83
2 機器の対策は当時の他の原発を見てもあり得たし、現実に実行可能であった .....	84
(1) 防潮堤以外の対策でも本件事故は回避できた .....	84
(2) 溢水勉強会での国のお膳立て .....	86
(3) 防潮堤以外の対策は実際に考えられていた .....	87
(4) 浸水を前提にした津波対策を行っていた台湾・金山原子力発電所と技術交流を行っていた東京電力 .....	88
(5) 日本原電は長期評価に基づく津波対策を進めていた .....	91
(6) なかなか進まなかった福島地点津波対策ワーキング .....	92
3 福島第一原発の現地 .....	92
(1) 高台（3 2 m 盤） .....	92
(2) 1 号機 .....	94
(3) 2 号機 .....	103
(4) 3 号機 .....	108
(5) 4 号機 .....	111
(6) 屋外非常用海水ポンプの概要 .....	114
(7) 共用プール建屋（運用補助共用施設） .....	115
(8) 5 号機タービン建屋東側ルーバ開口 .....	118
(9) 6 号機タービン建屋東側のドア開口 .....	118
第 5 東電内部において、被告人らが、津波対策を講ずる契機はいくども存在した .....	120
1 中越沖地震の発生と柏崎刈羽全機停止 .....	120
(1) 中越沖地震の発生と柏崎刈羽全機停止の持っていた意味 .....	120
(2) 「中越沖地震対応会議」＝「御前会議」の開催とその意味 .....	120
2 土木調査グループの津波検討 .....	122
(1) 高尾氏の説明 .....	122
(2) 2007 年 1 月 1 日東電土木グループと東電設計間の打ち合わせ .....	122
(3) 2007 年 1 月 1 日 9 日東電設計文書の作成過程 .....	122
(4) 東電設計の概略計算結果 .....	122
(5) 2007 年 1 月 1 日太平洋岸 4 社の推本（三陸沖～房総沖）津波に関する打ち合わせ .....	123
3 2008 年 1 月の推本の長期評価を取り入れた津波計算の依頼は会社としての意思決定であった .....	123
(1) 東電から東電設計に対する津波評価委託 .....	123
(2) 2008 年 1 月 23 日酒井メール .....	124
(3) 2008 年 2 月 1 日福島第 1・第 2 耐震バックチェック説明会が開催される	

	.....	124
	(4) 2月4日酒井氏メール.....	124
4	2008年2月16日御前会議の前段階.....	125
	(1) 山下調書とは何か.....	125
	(2) 当初は中間報告で津波対策を報告する方針が検討されていた.....	126
	(3) 2008年2月1日, 1F現地 耐震バックチェック説明会.....	126
	(4) 1F2Fの幹部に対する説明について, 武藤被告人に対して事前に説明されてい る.....	127
	(5) 武藤被告人は, 4メートル盤上でポンプ建屋を囲う対策を示唆していた.....	127
5	2月16日御前会議で推本長期評価に基づいて津波対策を講ずる方針が了承された .....	128
	(1) 2月16日御前会議についての山下氏の説明.....	128
	(2) 2月16日の御前会議で合意されたこと.....	129
	(3) 御前会議の決定を受けた対策の具体化.....	129
	(4) 今村氏は, 推本の波源は「考慮すべき」と回答した.....	129
	(5) 武黒被告人から, 福島バックチェックについて, 常務会に上げるよう指示..	129
	(6) 2月16日御前会議で津波対策が議論されたことを否定した判決の認定とその根 拠.....	130
	(7) 2月16日御前会議での方針了承を否定した判決の論理批判.....	131
6	3月バックチェック中間報告までの過程.....	133
	(1) 4メートル盤上の津波対策の具体化.....	133
	(2) 3月11日常務会での合意.....	134
	(3) 3月18日東電設計から計算結果が納入される.....	134
	(4) 3月20日の御前会議について.....	135
	(5) QAの充実化.....	138
	(6) 29日の御前会議は議事メモ自体が残されていない.....	138
	(7) 福島県に対するバックチェック中間報告の説明.....	139
	(8) 福島県は推本の長期評価を取り入れた対策を採るべきことを質問していた..	140
7	10メートル盤を超える津波についての検討.....	140
	(1) 10メートル盤を超える津波についての検討の開始.....	140
	(2) 10メートルの防潮壁は東電設計の津波対策案の提案である.....	142
	(3) 被告人らは15.7メートルの津波高さの報告をいつ受けたのか。.....	142
8	6月10日会議に向けた準備.....	143
	(1) 吉田部長「私では判断できないので上へ上げよう」.....	143
	(2) 6月10日会議を見据えた津波対策の検討.....	143
	(3) 判決の認定.....	144
9	6月10日の武藤被告人への報告と指示.....	145
	(1) 6月10日会議の概要.....	145

(2)	6月10日会議の目的は津波対策工事の決断だったが	145
(3)	「地震本部の話を見做して進めることはできません」	146
(4)	判決の認定への疑問点	148
10	6月の会議後の作業など	149
(1)	武藤被告人の指示を受けてさらに津波対策の検討が進んだ	149
(2)	2008年7月23日の4社情報連絡会	149
11	2008年7月31日の会議における方針転換	150
(1)	7月31日の会議	150
(2)	停止リスクを回避し、津波対策を先送りしたことを示す証拠	151
(3)	津波対策先送りに日本原電内で噴出した異論	153
(4)	吉田調書に見る対策の先送りの経過	154
12	津波対策先送り直後、2008年8月の経過	155
(1)	8月6日太平洋岸各社の「海溝沿い津波に関する打合せ」	155
(2)	新方針が住民・国民の納得を得られないものであることを悩む高尾氏	156
(3)	土木学会への依頼は時間稼ぎ	157
(4)	延宝房総沖で計算しても13.6メートルにしかない	157
(5)	13.6メートルまでしか津波高さを低減できないことは直ちに被告人らを含む幹部の間で共有されたはずである	158
13	不可避な対策を先送りし、このことを対外的に秘密にする方針が確立	158
(1)	9月7日御前会議について	158
(2)	9月10日福島現地での耐震バックチェック説明	160
(3)	9月30日の常務会	161
14	結論	161
第6	津波対策先送り方針後の先送り方針見直しの契機となりえた事実	163
1	阿部先生と高橋先生の異論	163
2	貞観の津波についてもバックチェックに取り入れないこととする	163
3	バックチェックの延期は津波対策の完了ができていないことを隠すための方策であった	164
4	2009年2月11日御前会議における議論について	164
5	武藤被告人が津波を心配していたとする2009年3月9日酒井メール	166
6	吉田部長らによる武黒被告人への説明	166
7	2009年6月24日の酒井氏から武藤、武黒に対するメール	166
8	2009年株主総会手持ち資料に敷地レベルを超える津波の危険性が明記されていた	167
9	バックチェック審査で貞観の津波が取り上げられる	168
10	2009年9月6日御前会議	168
11	貞観の津波に関する保安院対応と2009年9月24日 酒井メール	168
12	津波対策ができていない事実の露見をひた隠しにしていた東電と被告人達	170

第7	各被告人の無策を厳しく追及した東京地裁民事8部の裁判官たち	172
1	被告人 武藤栄について	172
	(1) 武藤氏に対する主尋問と反対尋問	172
	(2) 2008年6月10日御前会議	172
	(3) 2008年6月10日と同年7月31日の会議	173
	(4) 安全の積み増しについて	173
	(5) 「推本の長期評価に根拠がない」とする供述	173
	(6) 酒井氏も、推本の長期評価にもとづく対策をとらなければ耐震バックチェックは通らないと述べていた	174
	(7) 刑事公判において武藤被告人が認めたこと	175
	(8) 結論	175
2	被告人 武黒一郎	176
	(1) 被告人武黒の株代訴訟における反対尋問内容	176
	(2) 自社の計算による津波が発生したら、危険な事故になると思わなかったのかについて	176
	(3) 刑事公判における被告人武黒の尋問	176
	(4) 武黒被告人は津波対策の懈怠が炉心損傷事故を導きうることを正確に予見していた	178
	(5) 原発事故の安全対策を基礎づけるためには津波の「切迫性」は必要がない	180
3	被告人 勝俣恒久	181
	(1) 株主代表訴訟における本人尋問	181
	(2) 敷地を超える津波が来ることを認識していた	182
	(3) 危険だと考えられなかった—自らの落ち度を認める	182
	(4) 吉田発言の根拠を確認しなければ原子力本部に任せてよいか判断できないことを認めた	183
	(5) 中越沖地震の経験を踏まえていない	183
	(6) 刑事公判における勝俣供述にも同様な部分は見つけることができる	183
	(7) 結論	187
第8	犯罪被害者とその遺族の無念の心に答える判決を	188

## 第1 告訴団代理人としての意見書とこの意見書との関係

### 1 我々は、本件の告訴代理人であり、検察審査会への申立代理人であった

私たちは、本件の犯罪被害者遺族の代理人である。と同時に私たち（弁護士河合弘之、弁護士海渡雄一）は、本件の出発点となった刑事告訴の代理人であった。

4月5日に提出された意見書は、私たちの刑事告訴代理人としての経験、東電株主代表訴訟の代理人としての活動も踏まえて、本刑事訴訟において取り調べられなかった証拠関係にももつて、私たちの意見を述べたものである。

したがって、この書面は訴訟の正規の書面としては扱われないことを前提に提出したものである。

今回提出する書面は4月5日に提出した意見書から、刑事裁判では取り調べられていない証拠に基づく部分を原則として除外してまとめたものであり、犯罪被害者遺族の代理人としての正式書面として、刑事裁判所の検討を求める書面である。

検察審査会の2度の議決（2014年7月に起訴相当の議決、2015年7月に強制起訴の議決）は、本件刑事訴訟の出発点として重要な文書であり、判決裁判所としても、どのような経過で今のような証拠関係が明らかになっていったのかを、歴史的事実経過として確認されるように求める。

とりわけ2回目の検察審査会議決書は極めて重要なものである。

政府事故調の報告書ではわからなくされていた、東電の土木調査グループが、本気で津波対策の実施を役員らに進言し、一度は長期評価に対応する工事を実施する方針を御前会議で了承させ、その方針を福島県にも説明しておきながら、津波高さが10メートル盤を超え、大規模な津波対策工事が必要になることがわかった途端、被告人らが、部下の進言を抑え込み、不可避の津波対策を先送りしてしまった姿が明らかにされている。そして、この議決の中身は完璧に指定弁護士によって証明されたといえる。この議決が一般市民の捜査記録の読み込みによってつくられたという事実の重みを裁判所は尊重すべきである。

2 最高裁は今年の夏までに福島原発事故について、国に責任があるかどうかの判断を示す予定である

福島原発事故から11年が経過した。東京電力は、事故の加害者であり、国の援助なしでは会社の運営もできない状況であるにもかかわらず、全国で闘われている被害者住民らに対して損害賠償訴訟の法廷で「被害などなかったのだ」「避難するのが間違いなのだ」という「被害の否定」の主張を繰り返してはじめている。

東電の責任について、最高裁第2小法廷(菅野博之裁判長)は、本年3月4日、仙台高裁判決(生業訴訟)と東京高裁判決(一審が前橋地裁判決)、東京高裁判決(一審が千葉地裁判決)の3件について東電による上告を棄却し、また本年3月30日には、高松高裁判決(一審は松山地裁判決)についても東電による上告を棄却し、原発事故の賠償に関する国の基準を上回る慰謝料の支払いを命じていた高裁判決が確定した。このことは公知の事実である。

国の責任については、国に法的責任ありとする高裁判決が3つ(仙台高裁判決、東京高裁判決(一審は千葉地裁判決)、高松高裁判決)、責任なしとした高裁判決が1つ(東京高裁判決(一審が前橋地裁判決))と、国に責任があるとの判断が圧倒的に優勢であるところ、最高裁では、相次いで口頭弁論が開かれている。口頭弁論を踏まえ6月中には統一的な判断を示すと報道されている。

我々は、この最高裁判決によって福島原発事故についての国家賠償責任を確定する判決が確定するものと確信している。すると、本件は、国にも東電にも法的責任があると判断された原発事故について、東電の役員が、原発事故を予見し回避することができたかという刑事



責任が問われる裁判となる。

3 本件と争点を共通にする東電株主代表訴訟における判決も7月に示される。

福島原発事故について東電役員に民事責任があるかどうかが問われている東電株主代表訴訟は、本年7月13日に東京地裁で判決が予定されている

我々は、刑事告訴と検察審査会への申立と併行して、東電株主代表訴訟の原告株主の代理人も務めてきた。この訴訟は、東電の株主である原告39名、共同訴訟参加人10名が、2012年(平成24年)3月5日に同社の役員であった勝俣恒久(会長)、清水正孝(社長)、武黒一郎(フェロー(元副社長))、武藤栄(副社長、原子力・立地本部本部長)、小森明生(原子力・立地本部副本部長(元福島第一原発所長))に対して、会社にもたらした22兆円の損害賠償を求めている事件である(肩書は事故時)。東京電力は、被告側に補助参加している。

賠償を求める損害額22兆円は廃炉費用、損害賠償費用、除染費用などを合算した金額で、経済産業省が見積もった金額である。

この裁判には本件刑事裁判の訴訟資料はほぼすべて提出されている。さらにそれに付加して4人の専門家の証人調べ、被告ら(勝俣被告、武黒被告、武藤被告、清水被告。なお、小森被告は体調不良により尋問不能であった。)に対する本人尋問、福島第一原発における現地進行協議が実施された。

他の裁判と比べて、東電株主代表訴訟では、最も充実した証拠方法にもとづいて、被告人らを含む5人の東電役員の民事責任の有無がまもなく判断されようとしている。これらの証拠調べの内容をこの書面で明らかにすることはできないが、これらの証拠調べにもとづいた東京地裁商事部の判決は7月13日には言い渡され、この判決は本件においても、証拠調べ可能である。

とりわけ、刑事裁判所が却下した濱田信生証人と渡辺敦雄証人の証拠調べの結果、4人の被告本人に対する尋問結果にもとづいて裁判所が行う判断結果は、本件において、ぜひとも参考にさせていただきたい。

また、2021年(令和3年)10月29日、東電株主代表訴訟を審理している東京地裁民事8部(商事部)(朝倉佳秀裁判長)は、3.11後、裁判所として初めて現地調査のために福島第一原発の現地に立ち入り、現地進行協議を実施した。裁判所は、前記の4人の専門家の証人調べの終了した段階で、「現地の状況の図面と写真は証拠として提出されているが、これだけでは現地の状況が十分にわからない。現地の地形や機器の配置、開口部などについて、「立体的」「三次元的」に把握するために、現地進行協議を実施する。」と判断したのである。この現地進行協議の結果にもとづいて裁判所が行う判断についても、本件において、ぜひとも参考にさせていただきたい。